

草津市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和4年3月

草津市

## 目次

第1章 基本的事項	1
1. 背景、目的	1
(1) 地球温暖化問題	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
(4) 目的	2
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の対象範囲	5
4. 対象とする温室効果ガス	5
5. 二酸化炭素排出量の算定	5
第2章 二酸化炭素の排出状況	6
1. 前計画の実施状況	6
2. 本市の現状	7
第3章 目標と具体的な取組	9
1. 二酸化炭素排出量の削減目標	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画の基準年度および目標年度	9
(3) 削減目標	9
2. 二酸化炭素排出量削減に向けた具体的な取組	11
<取組1>施設の省エネ化の推進	11
<取組2>再生可能エネルギー等の利活用	11
<取組3>公用車による負荷の軽減	12
<取組4>事業活動における脱炭素対策の推進	12
① 省エネルギー行動の推進	12
② 廃棄物の発生抑制	13
③ グリーン購入の推進	13
④ その他	13
3. 各取組による削減量の目安	14
第4章 推進・点検体制および進捗状況の公表	15
1. 推進・点検体制	15
2. 進捗状況の公表	15

## 第1章 基本的事項

### 1. 背景、目的

#### (1) 地球温暖化問題

地球温暖化は、主に石油・石炭などの化石燃料の使用に代表される人間活動から排出される温室効果ガスの大気濃度が増加し、これらが太陽光による熱を吸収することで、地球全体の平均気温が上昇する現象のことを指します。地球温暖化の主な要因は、産業革命以降、人間社会が化石燃料を大量に使用するようになり、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に排出された結果によるものと考えられています。これにより、海水面の上昇や気候変動などの原因になっていると考えられており、生物の生存に多大な悪影響が懸念されています。

#### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」（COP21）において、2020（令和2）年以降の温室効果ガス削減のための新たな枠組みで、法的拘束力のある「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月に発効されました。「パリ協定」は途上国を含むすべての参加国が、産業革命以降の世界の平均気温上昇を2℃未満に保つとともに、1.5℃に抑えることを目標として掲げています。

一方、目標である2℃未満に気温上昇を抑えることができたとしても気候変動による影響は避けられず、その影響に対する適応策も重要となることから、気候変動への適応に関する取組も「パリ協定」では求められています。

また、2021（令和3）年10月にはイギリス・グラスゴーにて「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議」（COP26）が開催され、全体の決定としては、最新の科学的知見に依拠しつつ、「パリ協定」で示された産業革命以降の世界平均気温上昇1.5℃以内に抑えるという努力目標達成に向け、2050（令和32）年のカーボン・ニュートラルおよびその経過点である2030（令和12）年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求めるものとなりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

我が国においては、2015（平成27）年の「パリ協定」を経て、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「地球温暖化対策計画」を策定し、2016（平成28）年5月に閣議決定されました。その後、2020（令和2）年10月には、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「2050年カーボンニュートラル宣言」が行われ、脱炭素社会の実現に向けて本格的に動き始めました。それに伴い、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくために「地球温暖化対策計画」が改定され、2021（令和3）年10月に閣議決定されました。

滋賀県においては、脱炭素化に向けた世界的な潮流が加速化する中で、2020（令和2）年1月に、国に先立ち、2050（令和32）年にCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指す「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント・キックオフ宣言」が行われました。また、2021（令和3）年度に、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会を実現するために「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に代わる「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」の制定と具体的な施策を示した「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」の策定が行われました。

一方、草津市においても、2021（令和3）年12月には、国の「2050年カーボンニュートラル宣言」を受け、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すべく、議会と共同で「草津市気候非常事態宣言」を行い、ゼロカーボンシティを表明しました。

### (4) 目的

本計画は、ゼロカーボンシティ表明自治体として、一排出事業者としての草津市が、これまでの「エコオフィス行動」等のソフト対策だけでなく、施設照明のLED化等のハード対策も加え、さらなる地球温暖化対策を市民・事業所の模範となり推進することで、市域からの温室効果ガスの排出量の削減に取り組むとともに、各取組に示したSDGsの目標に貢献していくことを目的とします。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成27）年9月に開催された国連総会において、持続可能な社会を創るための世界共通の普遍的な目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、貧困を撲滅し、環境、経済、社会がバランスよく統合された持続可能な開発を達成するために、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間に国際社会が目指すべき17の目標と各目標に付随する169のターゲットを示したものです。

本市では、先に述べた「草津市気候非常事態宣言」をはじめ、SDGsの理念に沿った様々な取組を進めています。



出典：国際連合広報センター

## 2. 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条の規定に基づき策定します。また、第3次草津市環境基本計画の下位計画として位置付けます。

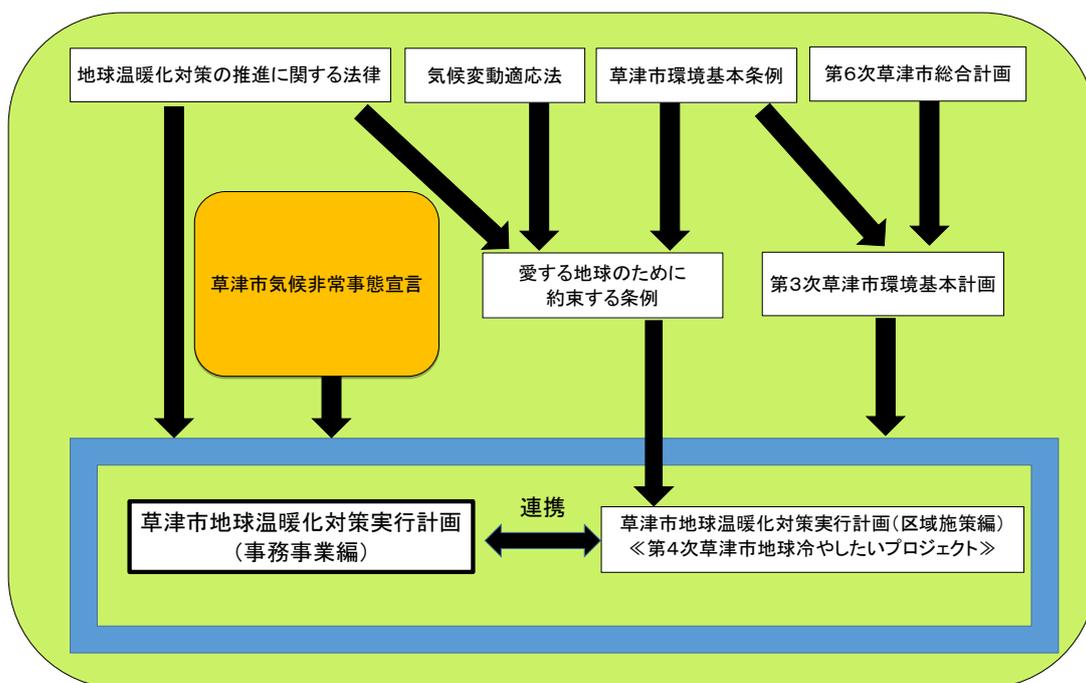


図1 本計画および関連法令・関連計画の位置付け

### 3. 計画の対象範囲

本計画で対象とする範囲は、市が実施するすべての事務事業とし、施設は市のすべての施設とします。

### 4. 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項には7種類の温室効果ガスが定められていますが、本計画で削減の対象とする温室効果ガスは、最も排出量が多く地球温暖化への影響が大きい二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみを対象とします。

### 5. 二酸化炭素排出量の算定

#### ●算定方法

二酸化炭素排出量＝エネルギー使用量×排出係数

#### ●排出係数

温室効果ガス排出量を算定する際、各エネルギーの使用量等に乗じる係数のことです。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況

### 1. 前計画の実施状況

前計画では、2016（平成28）年度を基準年度として、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの5年間で、2021（令和3）年度に4.9%以上削減することを目標として取り組みました。達成状況は次のとおりです。

表1 前計画の達成状況（平成29年～令和3年、CO<sub>2</sub>排出量）

	CO <sub>2</sub> 排出量（t-CO <sub>2</sub> ）と増減率の推移					
	H28	H29	H30	R1	R2	R3
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量	14,120	13,965	12,563	12,643	13,037	-
増減率	基準年	▲1.1	▲11.0	▲10.4	▲7.7	-

注1）平成28年度の電気事業者別基礎排出係数で算定。排出係数の詳細はP20参照  
《t-CO<sub>2</sub>》

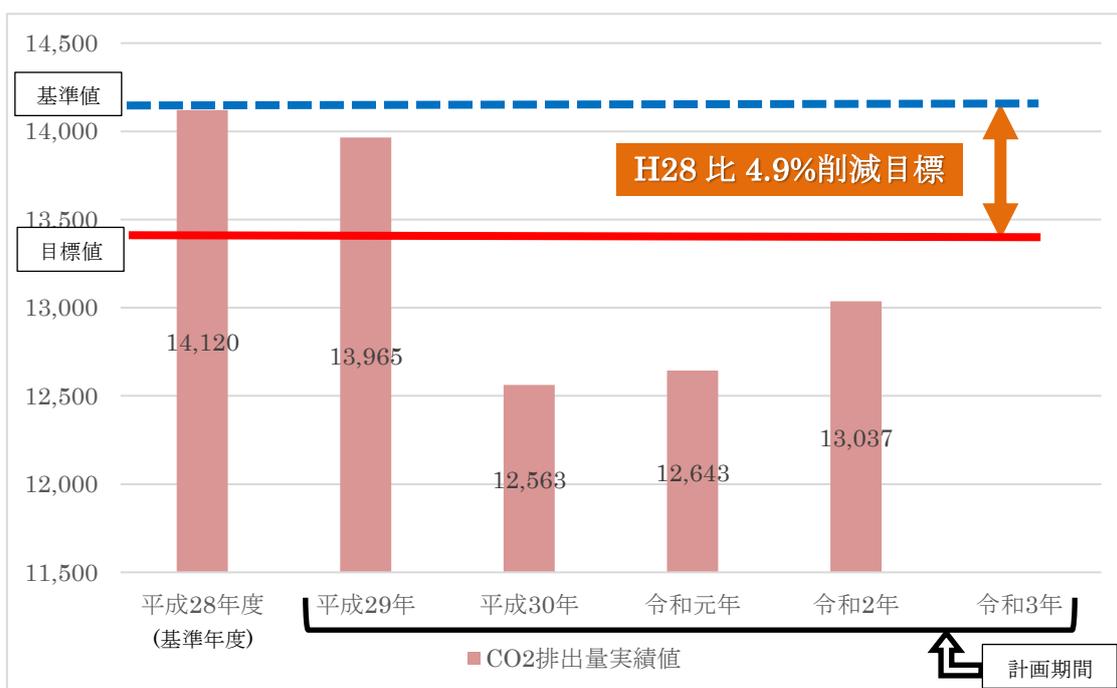


図2 前計画の達成状況（平成29年～令和3年、CO<sub>2</sub>排出量推移）

計画期間前半は、ごみ発電を導入した新クリーンセンターの稼働開始により、エネルギー使用量を大幅に削減したことから、二酸化炭素排出量が減少となりました。

また、2019（令和元）年度末から2020（令和2）年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、換気を行いながら空調設備を使用したことにより、エネルギー使用量が増加した結果、二酸化炭素排出量は増加傾向となり、基準年度比で2020（令和2）年度は7.7%の削減となりました。

## 2. 本市の現状

表2 CO<sub>2</sub>排出量（令和2年度）  
（t-CO<sub>2</sub>）

発生源別	CO <sub>2</sub> 排出量	構成比
燃料の使用（本庁舎等） （エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）	10,035	34.4%
一般廃棄物（廃プラ類）の焼却 （非エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）	19,164	65.6%
合計	29,199	100%

注2) 令和2年度の電気事業者別基礎・調整後排出係数で算定。排出係数の詳細はP20参照

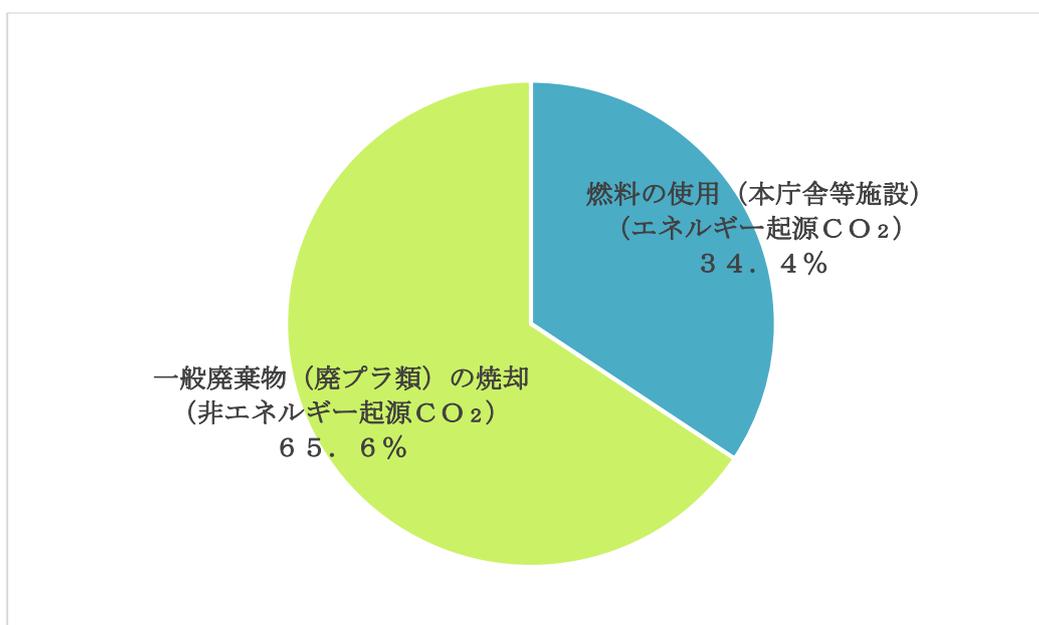


図3 CO<sub>2</sub>排出量（令和2年度、発生源別）

2020（令和2）年度の二酸化炭素総排出量は、29,199t-CO<sub>2</sub>であり、一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却に伴う非エネルギー起源CO<sub>2</sub>が全体の65.6%を占めています。市役所本庁舎等からのエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量は全体の34.4%となっております。

表3 エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量（令和2年度、エネルギー別）

エネルギーの種類		CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
施設	電気	7,400	73.74%
	都市ガス	2,133	21.26%
	LPガス	56	0.56%
	灯油	309	3.08%
	軽油・BDF	21	0.21%
	ガソリン	5	0.05%
	重油	11	0.11%
	公用車	電気	2
公用車	軽油・BDF	5	0.05%
公用車	ガソリン	93	0.92%
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 合計		10,035	100.00%

エネルギー起源CO<sub>2</sub>をエネルギー別で見ると、電気使用による排出が全体の73.76%で最大であり、次いで都市ガスの燃焼による排出が21.26%となり、この2項目で計95.02%と大きな割合を占めています。

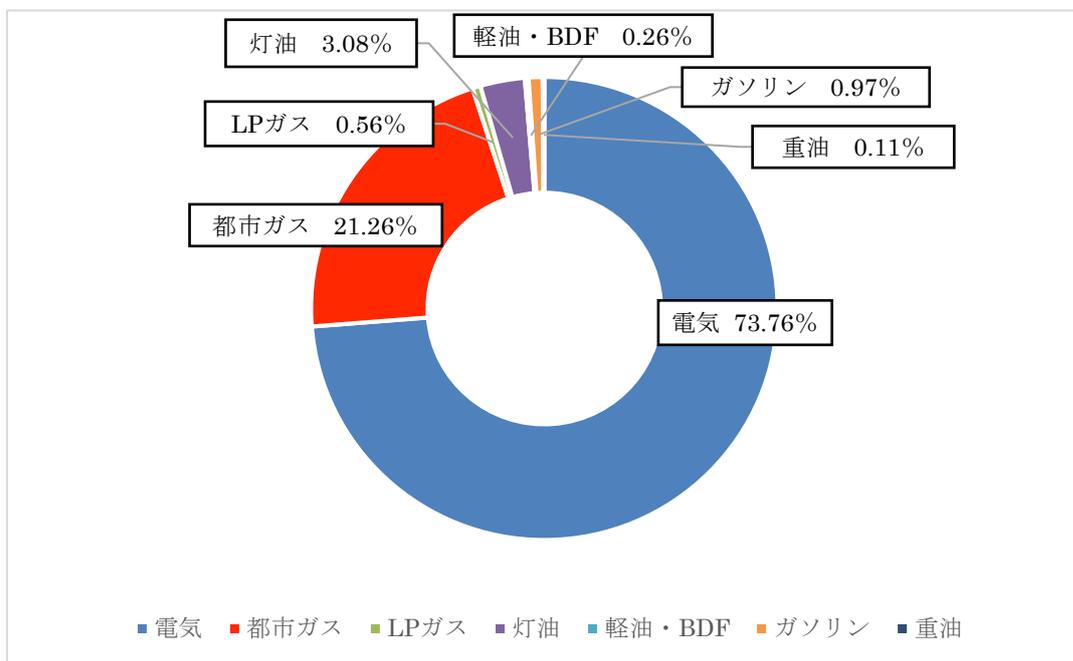


図4 エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出割合（令和2年度、エネルギー別）

### 第3章 目標と具体的な取組

#### 1. 二酸化炭素排出量の削減目標

本計画の基準年度、目標年度および削減目標は、国・県に準じて下記のとおり設定します。なお、本計画の実施状況や今後の技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

(1) 計画の期間

2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間

(2) 計画の基準年度および目標年度

基準年度：2013（平成25）年度

目標年度：2030（令和12）年度

(3) 削減目標

2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度に50%以上のエネルギー起源CO<sub>2</sub>を削減

一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却に伴い発生する二酸化炭素については、一般家庭から排出される焼却ごみの量などの状況によって左右されるため、削減目標は設けず現状把握のみとします。

本市全体の二酸化炭素の発生抑制のためには、ごみの発生を抑制するリデュース、リユースの2Rの推進が望まれるところです。

これらについては、既定計画である「草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に位置付けられた取組の実施に努めるものとします。

### 目標年度までの二酸化炭素排出量推計

施設数の増減を考慮し、今後、二酸化炭素削減に向けた取組を実施しない場合の推計は下記グラフのとおりです。基準年度である2013（平成25）年度に対し、目標年度（2030（令和12）年度）の二酸化炭素排出量50%（7,353 t-CO<sub>2</sub>）削減を目標とします。

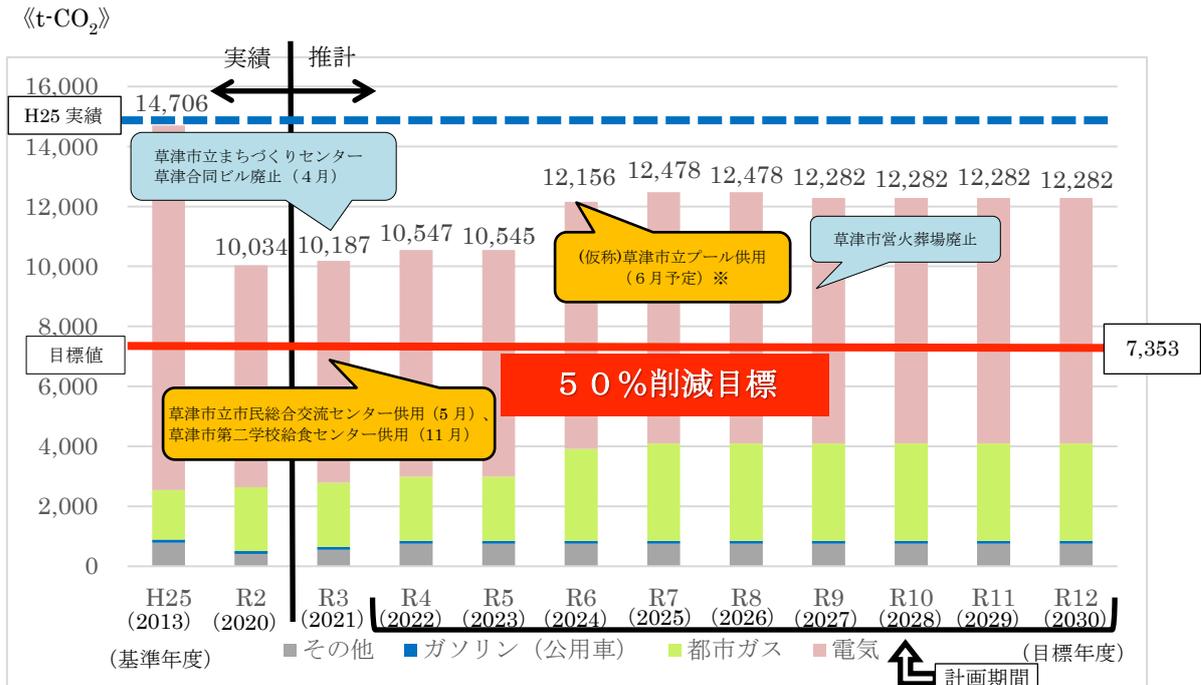


図5 目標年度までの二酸化炭素排出量推計

注3) 基準年度（平成25年度）は平成25年度の電気事業者別基礎排出係数で算定。令和2年度以降は令和2年度の電気事業者別基礎・調整後排出係数で算定。排出係数はP21参照

※ (仮称) 草津市立プールの二酸化炭素排出量は令和4年1月時点で想定される範囲で試算していますが、今後の事業進捗によって変動する可能性があります。

#### <電気の排出係数>

電気の排出係数については、毎年度国から公表される電気事業者別基礎排出係数を用います。

なお、再生可能エネルギー由来電力の調達を行った場合、調整後排出係数を用います。

## 2. 二酸化炭素排出量削減に向けた具体的な取組

前計画で推進してきた「エコオフィス行動」等のソフト面の取組に加え、今後は草津市公共施設等総合管理計画と連携を図りながら、施設のLED化や再生可能エネルギーの利活用等のハード面の取組も強化していき、ソフト・ハードの両面から二酸化炭素排出削減に努めます。本計画では、地球温暖化対策に効果的な4つの取組を設定し、全庁的に地球温暖化対策を推進していきます。

### <取組1>施設の省エネ化の推進



節電などのこれまでの運用面の取組に加え、施設のインシャルコストやランニングコストを含めたライフサイクルコストの縮減を踏まえ、照明のLED化や高効率機器の導入などによる省エネ化とあわせて進めていくことで、施設のさらなる省エネ化を計画的に進めていきます。

- 既存施設も含め、LED照明灯などに交換可能な照明機器へのLED照明などの導入  
(導入施設数 目標100%)
- 施設の新設・更新時のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）導入検討
- 省エネ効果の高い機器の導入検討
- 蓄電池やコージェネレーションシステム等の導入検討
- エネルギーマネジメントの導入検討

### <取組2>再生可能エネルギー等の利活用



施設における太陽光発電設備設置やその他の再生可能エネルギー、ごみ発電の余剰電力の利活用について、二酸化炭素削減効果や維持管理面も考慮の上、導入可能性を検討し、推進していきます。

- ごみ発電の余剰電力を施設で活用（自己託送等）
- 既存施設も含め、設置可能な市の建築物および土地の太陽光発電設備の導入  
(導入建築物数 目標50%以上)
- 再生可能エネルギー由来電力の調達の検討

## <取組3> 公用車による負荷の軽減



公用車の更新時に環境負荷の少ない電動車の導入促進や運転時のエコドライブの推進に努めていきます。

- 代替可能な電動車がない場合や災害対応等の事情も考慮の上、電動車の導入  
(導入台数 目標100%)

### ●エコドライブの推進

エコドライブ10のすすめ

- |                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| ①自分の燃費を把握しよう              | ⑥ ムダなアイドリングはやめよう    |
| ②ふんわりアクセル「eスタート」          | ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう |
| ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 | ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備 |
| ④減速時は早めにアクセルを離そう          | ⑨ 不要な荷物はおろそう        |
| ⑤エアコンの使用は適切に              | ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう   |
- 出典：環境省 COOL CHOICE HP

## <取組4> 事業活動における脱炭素対策の推進



二酸化炭素排出量の削減には、事業活動における職員一人一人のさらなる意識向上が必要です。市内の一事業者として他の事業者の模範となるよう脱炭素対策を率先して推進していきます。

### ①省エネルギー行動の推進

電気、ガス等の使用量を減らすことで、節約量に見合う化石燃料の燃焼の削減に繋がっていきます。

- 照明の照度調整
- OA機器等の電源のON・OFF
- 冷暖房機器の温度調整
- 階段移動や自転車利用の推進

※取組参考項目は別表1にあります。

## ②廃棄物の発生抑制

廃棄物の発生抑制は、その処理に伴って生じる二酸化炭素をはじめとする様々な環境負荷の削減につながるため、より一層推進していきます。

- 電子決裁化・会議資料の電子化・ペーパーレス化
- 個人情報を含んだ文書のリサイクル徹底
- 詰替え可能な文具の選択
- 3Rの推進

※取組参考項目は別表2にあります。

## ③グリーン購入の推進

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が出来るだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。事務用品については、環境に配慮した商品が単価契約されておりますが、指定物品以外の製品を購入するときや、公共工事についても、資材、建設機械、工法、目的物において国の「環境物品等の調達に関する基本方針」で示す判断基準に適合したものを出来る限り選定し、グリーン購入の推進につなげていきます。

- 環境に配慮した商品、製品、サービスの導入検討

※取組参考項目は別表3にあります。

## ④その他

- 草津市健幸都市宣言の理念も踏まえ、職員は積極的に階段利用や自転車利用等、健幸都市づくりも見据えた脱炭素対策を推進していく。
- 公園の整備などを通じた市内緑化の推進
- 休日出勤や時間外勤務の削減および健康デー（水曜日）の定時退庁の徹底
- 第4次草津市地球冷やしたいプロジェクト（令和3年3月策定）の重点アクションである「身近なことから低炭素推進プロジェクト」や「安全安心な暮らし推進プロジェクト」から、生活の中で実践できるものについて、市職員としても積極的に取り組む。
- ゼロカーボンシティ実現を目指し、市職員が率先して環境に関する情報収集や知識を習得するために、積極的に環境イベント等に参加する。

### 3. 各取組による削減量の目安

基準年度である2013（平成25）年度に対し、目標年度（2030（令和12）年度）の二酸化炭素排出量50%（7,353 t-CO<sub>2</sub>）削減に向けた各取組項目の削減量を試算した結果を以下に示します。

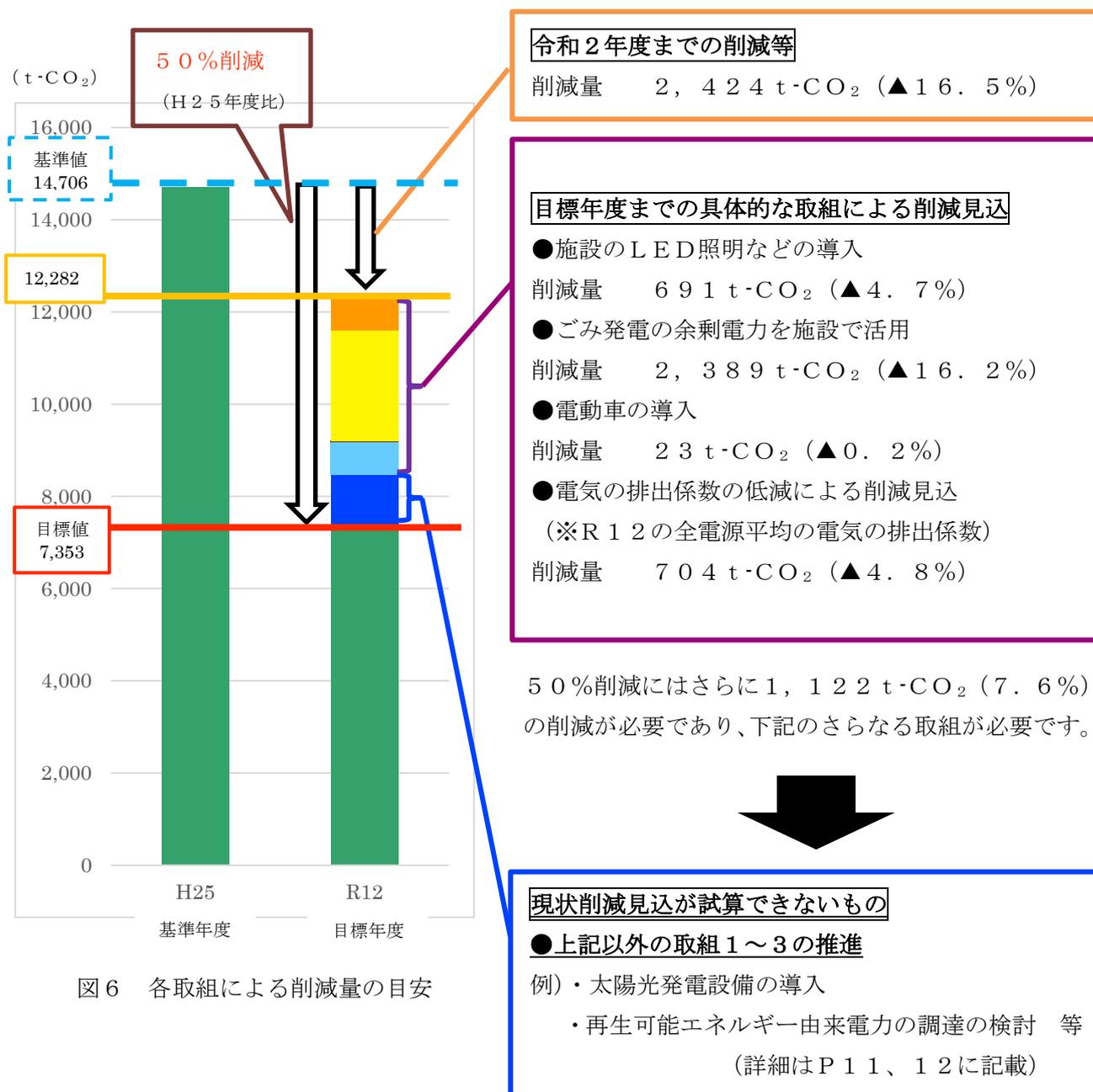


図6 各取組による削減量の目安

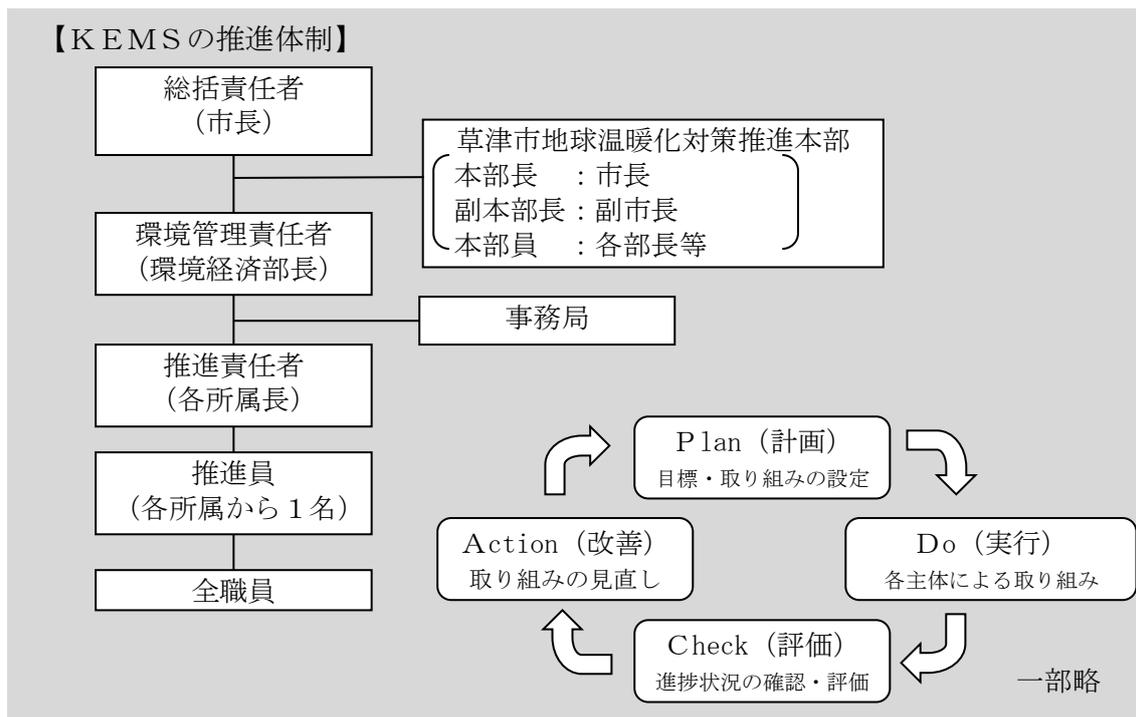
上記の取組に加え、<取組4>事業活動における脱炭素対策の推進についても継続して実施していきます。

## 第4章 推進・点検体制および進捗状況の公表

### 1. 推進・点検体制

草津市役所環境行動マネジメントシステム（KEMS）の推進体制により実施・運用し、PDCAサイクルを活用した計画の効率的、効果的な推進を図ります。

また、ゼロカーボンシティくさつに向けた各課事業については、各課で適切に計画・推進を行い、事務局にて計画の推進・進捗管理を行うものとし、毎年度、実施状況等について、草津市地球温暖化対策推進本部に報告し、結果および方針について審議します。



### 2. 進捗状況の公表

温対法第21条第10項に基づき、毎年1回、本計画の取組内容や進捗状況、目標の達成度合い等の実施状況について、市ホームページ等で公表します。

## ■ 参考資料

別表1 省エネルギー行動の推進

● 取組参考項目

項目	具体的な取組	
照明	<input type="checkbox"/>	昼休みには消灯を行うとともに、始業前や残業時・休日出勤時に必要最小限の照明のみを使用することにより、照明にかかるエネルギー消費の削減を行う。
	<input type="checkbox"/>	会議室やリフレッシュルームなど断続的に使用する箇所については、使用時のみ照明を利用する。
	<input type="checkbox"/>	利用箇所の明るさに応じて照明の間引き点灯を行う。
	<input type="checkbox"/>	晴天時など自然光により十分な光量が確保できる場合は、窓際のみ消灯を行う。
	<input type="checkbox"/>	執務室の最終退出者は、機器の電源が切れていることおよび照明の消灯を確認する。
	<input type="checkbox"/>	照明の照度の維持のため、照明器具の定期的な清掃を行う。
OA機器等	<input type="checkbox"/>	パソコン・プリンターなどの機器について、長時間使用しない時には電源を切る。また、短時間席を離れる場合においては、パソコンをスタンバイ状態にする。
	<input type="checkbox"/>	待機電力削減のため、長時間使用しない電気製品については、主電源を切る、もしくはコンセントを抜く。
	<input type="checkbox"/>	電気機器の更新の際は、より省エネに配慮した機器（個別制御式やセンサー制御式の製品、節電型製品など）を計画的に導入する。
冷暖房機器	<input type="checkbox"/>	空調の設定温度について、適正管理（目安：冷房28℃ 暖房18℃）を行う。
	<input type="checkbox"/>	夏場には、涼しく夏向きの軽装にし、冬場には、重ね着や膝かけを用いるなどで、過度に冷暖房を利用しないようにする。
	<input type="checkbox"/>	緑のカーテンやブラインド・カーテンなど、窓際での断熱効果のある物を有効活用し、冷暖房負荷の軽減を行う。
	<input type="checkbox"/>	空調機器の性能を維持するため、フィルターや熱交換器などについて定期的なメンテナンスを行う。
その他	<input type="checkbox"/>	庁舎内において、上2階下3階以内の移動については、エレベータを使わず階段で移動する。

<input type="checkbox"/>	夜間や定休日など利用者の少ない時間帯においては、エレベータの運転台数を抑制する。
<input type="checkbox"/>	自動販売機を設置する場合は、低消費電力型やマイカップ運用型など環境負荷の小さい機器の導入を図る。
<input type="checkbox"/>	水道の使用にあたっては、漏水等がないか適切に点検を行うとともに、使用者に対して節水の啓発を行う。
<input type="checkbox"/>	屋外の散水など使用の状況に合わせ、雨水や再利用水の使用を行う。
<input type="checkbox"/>	2 k m以内の移動については、自転車を利用する。
<input type="checkbox"/>	渋滞を避けるなどルート合理化を図るとともに、不要な荷物を積まない、相乗りをするなど効率の良い公用車の運用を行う。
<input type="checkbox"/>	出張などの遠方への移動については、公共交通機関を利用する。
<input type="checkbox"/>	自転車について、駐輪スペースの十分な確保を行い、利用啓発を図る。

別表2 廃棄物の発生抑制（3Rの推進）

●取組参考項目

項目	具体的な取組	
発生抑制 (Reduce: リデュース)	<input type="checkbox"/>	使い捨て資源の減少を図り、再使用可能な資源（「マイバッグ」「マイ箸」「マイポット」など）を活用する。
	<input type="checkbox"/>	資料等の印刷・コピーについては、両面印刷や集約印刷を活用し、紙の使用量について削減する。
	<input type="checkbox"/>	事務手続きなどの簡素化により、不必要な様式や送付文を減らし、紙の使用量を抑える。
	<input type="checkbox"/>	会議などの場においては、資料について簡素なものとし、プロジェクターを有効利用して、余分な印刷物を減らす。
	<input type="checkbox"/>	物品は、修繕を行い長期間の使用を行うことにより、廃棄物の抑制を図る。
	<input type="checkbox"/>	刊行物については、ウェブサイトや記録媒体を活用した情報発信を行うとともに、過去の頒布実績による在庫の管理を行うことにより、余分な発行を行わないようにする。
再利用 (Reuse:リユース)	<input type="checkbox"/>	裏面が利用可能なミスコピー用紙は、庁内連絡用などに再使用する。
	<input type="checkbox"/>	ファイルボックスやフォルダ、封筒などは繰り返し利用する。
資源化 (Recycle: リサイクル)	<input type="checkbox"/>	紙類の廃棄時について、新聞紙その他の紙類への適正な分別を行う。（新聞紙／ダンボール／コピー用紙／雑誌・チラシ類）
	<input type="checkbox"/>	缶やビンなどの廃棄時についても、材質などにより適正な分別を行う。（アルミ缶／スチール缶／ガラスビン／乾電池 など）
	<input type="checkbox"/>	工事に伴って発生する残土や破砕礫について、可能な限りリサイクル資源としての活用を図る。リサイクルを行わないものは、産業廃棄物として適正な処分を行う。

別表3 グリーン購入の推進

●取組参考項目

項目	具体的な取組	
環境に配慮した商品、製品、サービスの導入の検討	□	在庫品の確認、代替品での対応についての検討を行い、不必要な物品等の購入は行わない。
	□	文具、機器等の購入にあたっては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断基準に適合する商品を選定する。
	□	コピー用紙を使用する際は、総合評価値がより高い製品を選定する。
	□	委託業務などにおける調査報告書等の成果物の紙についても、仕様書に記載することにより総合評価値がより高い用紙の利用を推進する。また、適正な再生利用を妨げることのないよう、フィルムコートなどの加工は原則として行わない。
	□	物品の購入にあたっては、詰め替え・注ぎ足し可能な製品を選定する。
	□	エコマークやグリーンマーク等、第三者機関の認定する環境ラベルを参考に、できる限り環境配慮製品を優先的に選定する。
	□	資材の調達にあたっては、再生砕石や汚泥タイルなど環境省の示す「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に掲げる環境負荷の小さい資材に適合する商品を出来る限り選定する。

## 温室効果ガス排出量の算定について

注1) P6 1. 前計画の実施状況

対象ガス	排出要因	排出係数	排出係数の単位	
CO <sub>2</sub>	燃料の使用	都市ガス	2. 2 3	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
		L P G	6. 5 5	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
		灯油	2. 4 9	kg-CO <sub>2</sub> /l
		A重油	2. 7 1	kg-CO <sub>2</sub> /l
		ガソリン	2. 3 2	kg-CO <sub>2</sub> /l
		軽油	2. 5 8	kg-CO <sub>2</sub> /l
	電気の使用 (関西電力) ※1	0. 5 0 9	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	
	電気の使用 (エネット) ※2	0. 4 1 8	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	

※1 平成28年度公表の電気事業者別基礎排出係数を使用

※2 平成28年度公表の電気事業者別基礎排出係数を使用

注2) P7 2. 本市の現状

対象ガス	排出要因	排出係数	排出係数の単位	
CO <sub>2</sub>	燃料の使用	都市ガス	2. 2 3	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
		L P G	6. 5 5	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
		灯油	2. 4 9	kg-CO <sub>2</sub> /l
		A重油	2. 7 1	kg-CO <sub>2</sub> /l
		ガソリン	2. 3 2	kg-CO <sub>2</sub> /l
		軽油	2. 5 8	kg-CO <sub>2</sub> /l
	電気の使用 (関西電力) ※1	0. 3 4 0	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	
	電気の使用 (エネット) ※2	0. 3 3 0	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	

※1 令和2年度公表の電気事業者別基礎排出係数を使用

※2 令和2年度公表の電気事業者別調整後排出係数を使用

注3) P10 目標年度までの二酸化炭素排出量推計

対象ガス	排出要因	排出係数	排出係数の単位	
CO <sub>2</sub>	燃料の使用	都市ガス	2.23	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
		LPG	6.55	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
		灯油	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /l
		A重油	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /l
		ガソリン	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /l
		軽油	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /l
	H25 電気の使用 (関西電力) ※1	0.509	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	
	H25 電気の使用 (エネット)	0.418	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	
	R2~R12 電気の使用 (関西電力)	0.340	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	
	※2 R2~R12 電気の使用 (エネット)	0.330	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	
	※3			

※1 平成25年度公表の電気事業者別基礎排出係数を使用

※2 令和2年度公表の電気事業者別基礎排出係数を使用

※3 令和2年度公表の電気事業者別調整後排出係数を使用

## 用語の解説

### 【あ行】

#### ●エネルギー起源CO<sub>2</sub>

燃料の燃焼や供給された電気や熱の使用にともなって発生・排出される二酸化炭素のこと。

#### ●エネルギーマネジメント

工場・ビル・住宅などで、エネルギーを合理的に利用するための活動。

### 【か行】

#### ●カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減するとともに、森林管理などによる「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガスを実質的にゼロにすること。

#### ●コージェネレーションシステム

石油やガスをエネルギー源として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

#### ●国連気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極の目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。

### 【さ行】

#### ●再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などを一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇

しないエネルギーのこと。

#### ●ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

### 【た行】

#### ●電気事業者別基礎排出係数

電気事業者が小売りした電気の発電に伴い排出した二酸化炭素排出量（実排出量）を小売りした電力量で除したもの。

#### ●電気事業者別調整後排出係数

実排出量から国内認証排出削減量等を差し引いた調整後排出量を販売した電力量で除したもの。

#### ●電動車

バッテリーに蓄えた電気エネルギーを動力にした自動車。電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）、ハイブリッド車（HV）などのこと。

### 【は行】

#### ●非エネルギー起源CO<sub>2</sub>

工業プロセスの化学反応で発生・排出されるものや、廃棄物の焼却で発生・排出される二酸化炭素のこと。